

平成 19 年 10 月 1 日

各 位

株式会社 りそなホールディングス  
株式会社 りそな銀行

## 組織改正について

りそなホールディングス（社長 檜垣 誠司）およびりそな銀行（社長 水田 廣行）は、本日付で以下のとおり、組織改正を実施します。

### 1．組織改正の目的

今回の組織改正は、法対応に関する機能強化や内部管理体制の一層の充実などを狙いとして実施するものです。

### 2．組織改正の概要

#### （1）法対応に関する機能強化（りそなホールディングス）

- ・企業経営に係る法令等への戦略的な対応力強化を図るべく、グループ戦略部の部内室として「企業法務室」を設置します。
- ・「企業法務室」は法的環境変化に対する情報収集や戦略立案を担うとともに、グループ横断的な法対応等に関する推進・管理を行います。

#### （2）内部管理体制の充実・強化（りそな銀行）

##### 信用リスク管理体制等の整備

- ・お客さまの資金調達ニーズに合わせた審査管理体制とすべく、融資部の部内室として「個人審査室」を設置します。
- ・住宅ローンビジネス部の部内室として「ローン管理室」を設置するとともに、融資企画部「ローンポートフォリオ管理室」を廃止します。

##### 信託業務に関する管理体制強化

- ・信託業務に関する管理体制を強化することを目的に、ソリューションサポート部信託運用室を「信託ソリューション室」に改組し、同部信託業務室の取引推進支援などの機能を移管します。

#### （3）組織名称の変更（りそな銀行）

- ・現経営管理室、人材サービス室、コーポレートガバナンス室をそれぞれ「経営管理部」、「人材サービス部」、「コーポレートガバナンス事務局」に改組します。
- ・現サービス改革部東京お客さまサービス室、大阪お客さまサービス室をそれぞれ「東京お客さま相談室」、「大阪お客さま相談室」に名称変更します。

以 上





